

ペイオフ制度をご存じですか

ペイオフとは、万が一金融機関が破たんした場合、その金融機関に代わって預金保険機構が元本1千万円を限度に保険金として預金を払い戻す制度です。

◎定期預金など

●平成14年3月末までは、元利金が全額保護されます。

●平成14年4月以降は、元本1千万円までとその利息が保護の対象となります。

◎普通預金や当座預金など

●平成15年3月末までは、全額保護されます。

●平成15年4月以降は、元本1千万円までとその利息が保護の対象となります。

※詳しくは、各金融機関にパンフレットがありますのでお問い合わせください。

また、預金保険制度についての資料は、金融庁や預金保険機構のホームページにも掲載しています。

金融庁ホームページアドレス
<http://www.fsag.jp>
 預金保険機構ホームページアドレス
<http://www.dic.go.jp>

ご協力ください

難民の方に衣料を送ります

のぼりべつ国際交流会は、アジア・アフリカの方たちに衣料を送ります。家庭で使われていない衣料や

シャツ、タオルケットなどを譲ってください。ただし、スカートやワンピース、靴下、布団などは取り扱えません。

また、衣料は洗濯済みのもので、下着やシャツ、タオルケットは未使用のものに限りです。

※詳しくはお問い合わせください。

▼日時 10月28日(日) 10時～15時

▼受付場所 市民会館、警別公民館、婦人センター

▼持参方法 最大でりんご箱程度のダンボール箱に入れてください

▼費用 1箱につき500円(輸送料)

▼問い合わせ のぼりべつ国際交流会事務局・田中さん ☎0748(6)

第4回介護交流会開催のお知らせ

今回の介護交流会では、『パランスのある食事のとり方の工夫』というテーマで、登別厚生年金病院栄養士の話があります。

なお、当日介護保険や福祉の相談、福祉用具の展示・販売を行います。

▼日時 11月8日(木) 12時30分～14時30分

▼場所 登別厚生年金病院5階会議室

▼対象 現在介護をしている方や介護に関心のある方など

▼参加料 無料

▼持ち物 筆記用具

▼問い合わせ 在宅介護支援センターゆのか・長田さん(登別厚生年金病院内 ☎2165)

なるほど Q&A 介護保険

介護保険制度の仕組み

いせ 問い合わせ

介護保険室
 ☎05720
 ☎013293
 FAX

Q 介護保険料を納め忘れなどにより滞納すると…?

A 介護保険制度は、寝たきりや痴ほうなどで介護が必要になったときに、だれもが安心して介護サービスを受けられるよう、高齢者介護の費用を社会全体で広く負担し、支えようとするものです。

この介護保険は、みなさんから納めていただく介護保険料で運営しているため、保険料が納められなければ、介護保険の運営が困難になります。

そのため、保険料の納付が遅れている方には督促状や電話などで納めていただくようお知らせしていますが、それでも納めていただけない場合には、負担の公平性を保つため、次の措置が講じられますので、ご注意ください。

●介護保険料を1年以上滞納した場合

介護保険料を納期限から1年以上滞納した場合は、介護サービスを利用した際の利用者負担が、かかった総費用の1割負担ではなく、いったん全額を支払っていただき、後日、市の窓口で9割分を保険給付として償還払い戻すこととなります。

この措置は、滞納している方に対し「介護保険被保険者証」の提

出を求め、被保険者証に「支払方法の変更の記載」をすることにより行われ、滞納している保険料を完納した場合、この措置は解除されます。

●介護保険料を1年6カ月以上滞納した場合

前記(償還払い)の滞納措置を受けても、なお滞納が続き、その期間が1年6カ月を経過した場合は、保険給付の支払を一時差し止めることとなります(償還払いで戻すこととなる9割分を差し止める)。

また、一時差し止めの後もなお滞納が続く場合は、その差し止めた保険給付の額から滞納している保険料額を差し引いて滞納保険料額と保険給付額の相殺を行います。

●介護の必要がない時期に介護保険料を滞納した場合

介護保険制度では、介護サービスを利用した際に支払う利用者負担は、かかった総費用の1割負担が原則ですが、介護保険料を滞納していた方が、要介護などの認定を受けて、介護サービスを利用する場合には、介護保険料の未納期間に応じて利用者負担が「1割から3割」に引き上げられます。さらに、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。